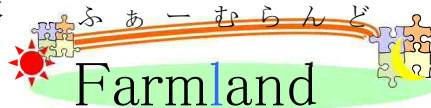


農村はもっと美しくなる  
鳥取県農地・水・環境保全協議会

会報



第83号

令和7年5月

## 多面的機能支払の制度見直しについて

平成19年度から始まった本制度は、令和7年度で18年目を迎えています。県内には600を超える活動組織が、農地維持や地域資源の保管理や景観形成、さらに長寿命化活動などにより、地域に根ざした取組みが展開されています。

こうした中、農村地域の高齢化、人口減少等により、共同活動の継続が困難となる活動組織の増加が見込まれることから、令和7年度から始まる第3期対策では、引き続き広域化の推進や事務負担の軽減、活動組織の体制強化、及び環境負荷低減に係る取組みなどの制度改正が行われました。

### 加算措置の拡充

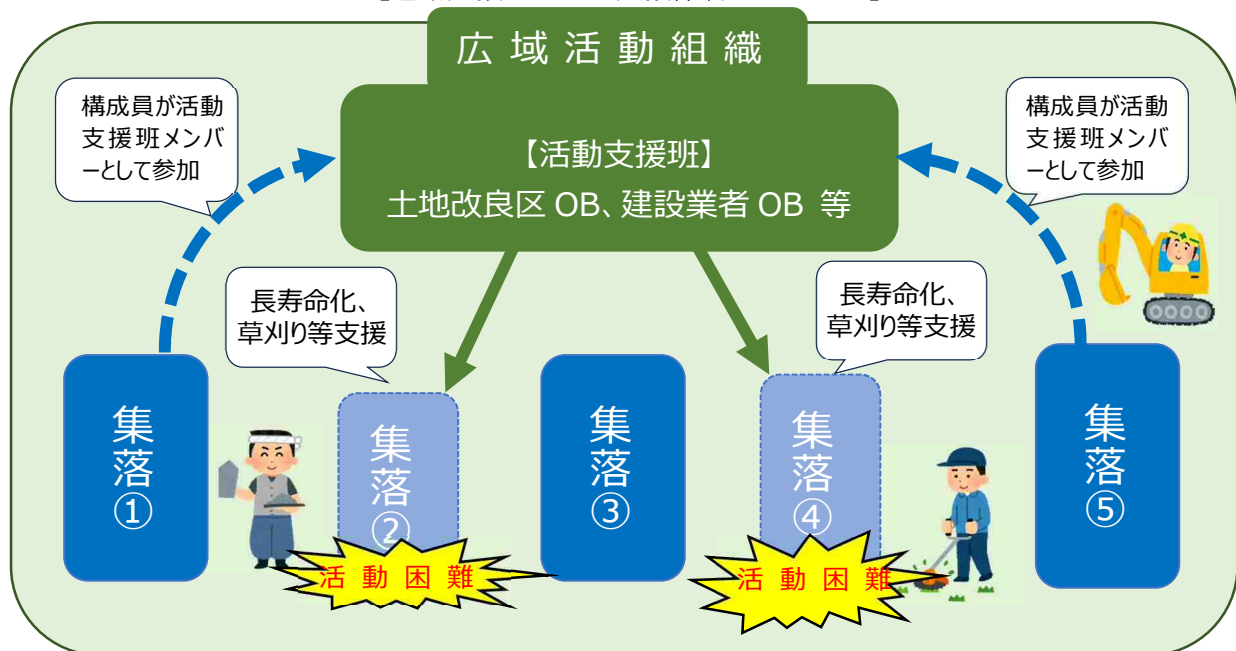
#### (1) 組織の体制強化への支援 (R7新)

広域活動組織<sup>※1</sup>の設立と活動支援班<sup>※2</sup>の設置を合わせて実施した広域活動組織に対し、40万円/広域組織が加算されます。

※1 広域協定を締結し、市町村長の認定を受けた活動組織

※2 広域活動組織内の複数の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された班

#### 【活動支援班による支援体制のイメージ】



#### (2) 環境負荷低減の取組への支援 (R7新)

地域共同で行う環境負荷低減の取組を促進するため、これまでの環境保全型農業直接支払交付金において支援対象としてきた「長期中干し」等の水管理を伴う取組への支援について、令和7年度からは資源向上支払の加算措置（みどり加算）として支援されます。

#### 【加算措置（みどり加算）】

(円/10a)

| 【加算措置への適用加算】      |                                                              |       | (円/ha) |       |
|-------------------|--------------------------------------------------------------|-------|--------|-------|
| 項 目               |                                                              |       | 交付単価   |       |
| 環境負荷低減の<br>取組への支援 | 化学肥料と化学合成農薬を原則<br>5割以上低減する取組と併せて<br>環境負荷低減に取り組む面積が<br>増加する場合 | 長期中干し | 800    |       |
|                   |                                                              | 冬期湛水  | 4,000  |       |
|                   |                                                              | 夏期湛水  | 8,000  |       |
|                   |                                                              | 中干し延期 | 3,000  |       |
|                   |                                                              | 江の設置等 | 作溝実施   | 4,000 |
|                   |                                                              |       | 作溝未実施  | 3,000 |

## (3) 多面的機能の更なる増進への支援 (R7 項目追加)

多面的機能の増進を図るか活動項目数を新たに1つ以上増加させる場合等において、選択する項目が2つ追加されました。

- ➡ 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化
- ➡ 広域活動組織における活動支援班による活動の実施

※なお、資源向上支払の多面的機能の増進を図る活動(任意)においても、上記の2項目が追加されています。

## 資源向上支払(長寿命化)の交付単価の見直し

活動組織の規模にかかわらず、直営施工を実施する場合において、資源向上支払(長寿命化)の基本単価を適用することになりました。なお、直営施工を実施しない場合は、同基本単価に5/6を乗じます。

※令和6年度に資源向上支払(長寿命化)を行っている場合、同年度を含む活動期間中は、交付単価に係る経過措置が適用されます。

## 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)の提出

令和7年度から、全ての活動組織は、多面活動に際して環境負荷低減の取組の実践が要件化されました。「環境負荷低減のチェック」を記入し、市町村へ提出して下さい。

## 令和7年度事業計画書(活動計画書)の認定等について

## 1. 対象活動組織

|         |                                                                                                                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規活動組織  | 令和7年度から新たに取組む活動組織(含む、復活活動組織)                                                                                                                   |
| 再認定活動組織 | 令和6年度期間満了活動組織のうち、令和7年度から再び取組む活動組織                                                                                                              |
| 変更活動組織  | ① 変更があった活動組織<br><b>対象農用地面積の変更</b><br>対象施設の追加(長寿命化において、当初、水路のみに農道追加等)<br>活動組織の変更(広域化、合併する活動組織)<br>② 新たな活動を追加する活動組織<br>資源向上支払交付金(共同活動、長寿命化)活動の追加 |

2. 提出様式：市町村から提供される様式により作成して下さい。  
(協議会ホームページからも入手できます。)

3. 提出期限：原則、**6月末までに**市町村担当者へ提出して下さい。

令和7年度は様式の変更があります。最新版様式での提出をお願いします。

## 熱中症にご注意ください

多面活動中(農地のり面の草刈り、水路泥上げ)の事故が多発しております。2人以上での活動、こまめな休憩、水分補給等を行い、熱中症の予防に努めましょう。

※多面活動に対する保険にかかる費用は、多面的機能支払交付金の支援の対象になります。万が一の事故に備え、必ず加入するようにしましょう。(加入保険内容に熱中症が対象になっているか、確認しましょう。)

多面に関するご質問・お尋ね等は各市町村担当者又は下記までお願いします。

|     | 問 合 先                                               | 電話番号                                         |
|-----|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 東 部 | 鳥取県農地・水保全課<br>鳥取県東部農林事務所地域整備課<br>水土里ネットとっとり(協議会事務局) | 0857-26-7336<br>0857-20-3570<br>0857-38-9500 |
| 中 部 | 鳥取県中部総合事務所農林局地域整備課<br>水土里ネットとっとり倉吉事務所               | 0858-23-3171<br>0858-47-0055                 |
| 西 部 | 鳥取県西部総合事務所農林局地域整備課<br>水土里ネットとっとり米子事務所               | 0859-31-9673<br>0859-32-9710                 |



鳥取県農地・水・環境  
保全協議会 HP

URL: <https://www.totiren-gogonet.or.jp/kyogikai/>